

## 東京都地域医療支援センター運営委員会設置要綱

平成 25 年 5 月 30 日

25 福保医人第 285 号

改正 平成 29 年 4 月 14 日

29 福保医人第 54 号

## (設置)

第 1 「東京都地域医療支援センター設置要綱」(平成 25 年 3 月 29 日付 24 福保医人第 2683 号)により設置した東京都地域医療支援センター(以下「センター」という。)が、設置の趣旨に沿って効果的かつ円滑な運営が行われることを目的として、「東京都地域医療支援センター運営委員会」(以下「運営委員会」という。)を設置する。

## (協議事項)

第 2 運営委員会は、次の事項について協議する。

- (1) センターの運営方針及び業務内容に関する事項
- (2) 医師のキャリア形成支援に関する事項
- (3) その他センターの業務に関する事項

## (構成)

第 3 運営委員会は、次に掲げる委員をもって構成し、福祉保健局長(以下「局長」という。)が委嘱し、又は任命する。

- (1) 大学・関係医療機関の代表
- (2) 関係団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他福祉保健局長が必要と認める者

## (委員の任期)

第 4 委員の任期は委嘱し、又は任命の日から 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第 5 運営委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は局長が指名し、副委員長は委員長が指名するものをもって充てる。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6 運営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3に定める者のほか、必要と認める者の出席を求め、又は他の方法で意見を聞くことができる。

(会議及び会議録等の取扱い)

第7 会議、会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。

ただし、委員長、副委員長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開する場合において、委員長は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第8 運営委員会の庶務は、福祉保健局医療政策部医療人材課において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。